

決議第1号

学校規模適正化調査特別委員会の設置に関する決議

地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により、上記決議案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月27日提出

提出者	阿久根市議会議員	川原慎一
賛成者	同上	高崎良二
	同上	竹之内和満
	同上	木下孝行
	同上	濱田洋一

学校規模適正化調査特別委員会の設置に関する決議 (案)

阿久根市議会は地方自治法第109条及び阿久根市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり、学校規模適正化調査特別委員会を設置する。

1 名称

学校規模適正化調査特別委員会（以下「委員会」という。）

2 目的

本市の小・中学校における適切な規模に関する調査を行う。

3 委員数 議長を除く13名

4 調査期限

2に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお継続して調査を行うことができる。

5 経費

委員会の調査に要する費用は、予算内において議長の承認を得て支出することができる。

以上、決議する。

令和5年9月27日

阿久根市議会